

## 社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 物品貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する器具備品等の物品（以下「物品」という。）を貸出すことにより、地域住民の日常生活や地域福祉活動等の地域生活における利便性を向上し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 貸出対象者は原則として、弥富市内在住のものに限る。

### (貸出条件)

第3条 貸出条件としては、一時的な使用やつなぎとして使用する場合に限る。

### (貸出物品の種類)

第4条 貸出の対象となる物品は、別表に掲げるものとする。

### (実施方法)

第5条 貸出は無償とする。

- 2 物品の貸出を希望する対象者は、本会会長宛に物品貸出申請書（様式1）を提出しなければならない。
- 3 この申請書、又は借用書を受理したときは、速やかに適否を決定し、物品貸出決定通知書（様式2）により通知するものとする。

### (使用期間)

第6条 使用期間は、1週間以内とする。ただし、必要があると認めるときは、最長3ヶ月（1週間を含む）まで延長することができる。なお、延長使用した場合は、その後の1ヶ月は貸出できないものとする。

- 2 延長を希望するときは、検品を受けた後、再度申請書を提出しなければならない。

### (貸出の廃止・停止等)

第7条 借受者は貸出期間満了前に貸出事由が消滅したときは、速やかに本会に報告するとともに、返却しなければならない。

- 2 借受者が転出、不正行為による借受、次条に規定する注意を怠り又は違反したときや廃止・停止の必要があると認めるときは、物品貸出廃止（停止）決定通知書（様式3）により借受者に通知し、貸出を廃止又は停止し、返還させるものとする。

### (借受者の義務)

第8条 借受者は貸与に供された物品について善良な管理者の注意をもって維持管理し、これを他の目的に使用し、又は、他人に譲渡し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。

- 2 借受者は貸出に供された物品を毀損し、又は滅失したときは、速やかにその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 使用後は、不具合や汚れがないか点検し、期間内に返却するものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

1. この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

【別 表】

介護用具 ◆ 車いす ◆ シルバーカー（歩行補助車）
レクリエーション用具 ◆ ボッチャセット
ボランティア用具 ◆ 点字器 ◆ アイマスク ◆ 白状 ◆ 高齢者疑似体験セット
放送器具等 ◆ ワイヤレスマイク ◆ ワイヤレスアンプ（ポータブルスピーカー） ◆ ポータブルスクリーン ◆ プロジェクター ◆ CDラジカセ ◆ トランシーバー

ただし、上記に掲げるもの以外で会長が認める場合は、この限りではない。